

「自衛官による安保関連法違憲訴訟」

2018年02月07日

現職自衛官による安保関連法違憲訴訟で、東京高裁は一審の判決を取り消し、審理を東京地裁に差し戻す判決を下した。画期的な判決ではないか。

3年前に成立した安保関連法は、日本と密接な関係にある他国への武力攻撃によって、日本の存立が脅かされるような「存立危機事態」が起きた場合、集団的自衛権による武力行使ができると定めた。前の歴代の内閣と法制局、最高裁も個別的自衛権を認めるが、集団的自衛権に基づいて他国に自衛隊を派遣することは憲法違反であるとしていた。8~9割の憲法学者も同じく憲法違反と判断していた、安倍政権は閣議決定をし、国会での強行採決によって法制化した。権力が法を強引に捻じ曲げた訳である。

1993年に入隊し、関東地方の補給部門に勤務する陸上自衛官が国を相手に、安保関連法は9条に違反し、集団的自衛権行使の出動命令に従う義務はないことの確認を求める訴訟を起こした。彼は、「入隊時に憲法遵守を宣誓したが、集団的自衛権行使に従うことには同意していない。命令を拒否すると罰則が科される恐れがある」と主張している。東京地裁の吉田徹裁判長は、「原告の部隊に出動命令が出る具体的な可能性があるとは言えず、訴える利益がない」とし、また、「近い将来に発令される事態が現実的に直面しているとは言えず、原告の主張する危険や不安は抽象的なものにとどまる」と指摘し、門前払いをした。

自衛官は東京高裁に控訴した。東京高裁の杉原則彦裁判長は1月31日、「将来的に存立危機事態が発生することを具体的に想定できる状況ではない」などと主張していることについて、「安全保障関連法が成立したことに照らして採用できない」と指摘した。その上で「存立危機事態の切迫性に照らすと、職務命令に従わない自衛官が厳しい社会的非難や懲戒処分、刑事罰を受けることが想定される」と指摘し、「懲戒処分の予防目的に確認を求めるのは適法」と結論付けた。今後の裁判で、安保関連法が憲法違反であるとの判断が示される可能性もあり得る。他国に派遣され、命の危険を伴う自衛官にとって、集団的自衛権の行使は切迫した問題である。彼の訴えが、どのように判断されていくかが注目される。

マスコミでは大きく取り上げられていないが、私は、広島高裁の野々上友之裁判長が、四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを認めた判決と、今回の東京高裁の判決は意義深いと思っている。日本の裁判は上級に行くほど、行政寄りの判断を下すが、二つの高裁で、一審を覆したのは注目に値すると希望が与えられた。

防衛省は、「判決内容を精査し、適切に対応していく。平和安全法制は憲法に合致したものであり、安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の命と平和な暮らしを守るために必要不可欠なものだと考えている」と、いつもと変わらぬ紋切り方のコメントを出している。

私は、「安保法制違憲訴訟 かながわの会」の原告に加わっている。5回の口頭弁論が行われたが、熱気に溢れた裁判である。全国で、20を超す裁判所で争われている。国民の間に、平和を求める世論、文化を形成することが重要であると思っている。人間にとって、戦争ほど残酷で、罪深いものはない。戦争になれば、弱い者から切り捨てられ、国民生活が破綻していくことを、しかと知るべきである。